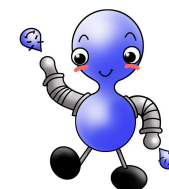
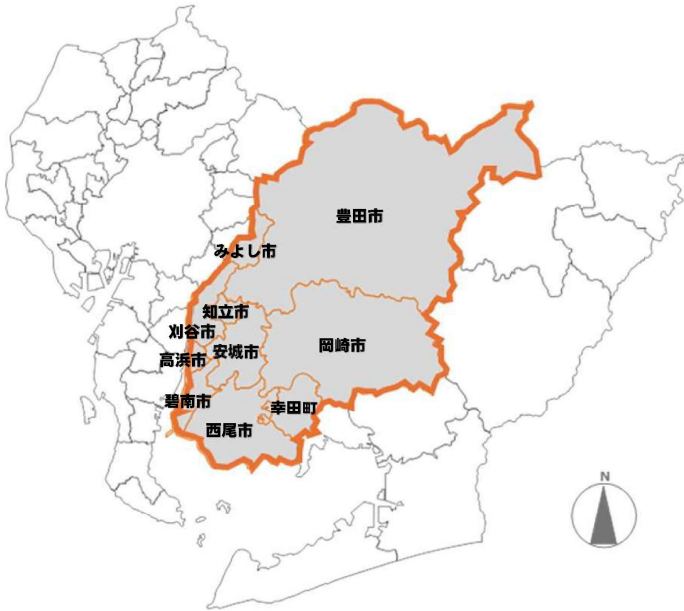


矢作川流域の上下水道の広域連携について

豊田市上下水道局 企画課



1. 矢作川流域 上下水道広域連携協議会の設立



対象自治体

愛知県	岡崎市	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市
西尾市	知立市	高浜市	みよし市	幸田町	

県	水道用水供給事業の内 西三河地域 矢作川流域下水道事業
関係自治体	水道事業 公共下水道事業、農業集落排水事業 コミュニティ・プラント事業 その他汚水の集合処理事業

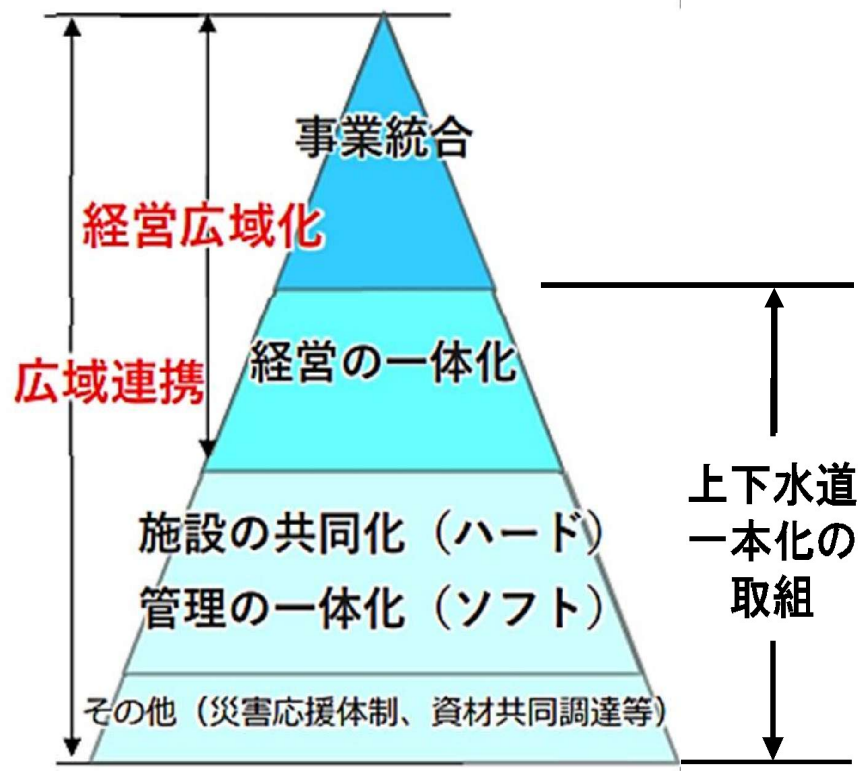
ただし、県及び関係自治体で持ち寄る事務事業の詳細は、協議会で検討する。



- ◆ 愛知県と豊田市を含む西三河の10市町は、「矢作川流域上下水道一本化基本方針(案)」に合意
- ◆ 2025年12月26日、県と10市町で構成する「矢作川流域 上下水道広域連携協議会」を設立

2. 矢作川流域 上下水道一本化 基本方針

- ◆ 基本方針とは、上下水道の一本化に関する**取組方針**と**進め方**をまとめたもの
- ◆ 協議会では、この基本方針を基に具体項目の議論検討が進められる
- ◆ 県や市町が一つの経営主体となる新たな組織（以下「新組織」と言う。）の方向性は、料金統一を要しない形態である「**経営の一体化**」を目指す
（事業統合については、新組織設立後、必要に応じて検討）
- ◆ 併せて「**施設の共同化**」「**管理の一体化**」に取り組み、効果発現の最大化を図る



【用語の定義】

「事業統合」

県や市町が1つの経営主体となり、認可や事業計画を1つにまとめる形態。原則として料金の統一が必要。

「経営の一体化」…①

県や市町が1つの経営主体となるが、認可や事業計画は引継ぎ、それぞれの事業は継続する形態。

「広域化・共同化」…②

県や市町の枠を超えて、施設の統合や維持管理の共同化などに取り組むこと。

3. 新組織の主な取組と期待する効果

◆ 経営の一体化(図1)

県・市町の共通業務の集約(総務・経理など)など

⇒ 効果:柔軟な人員配置が可能

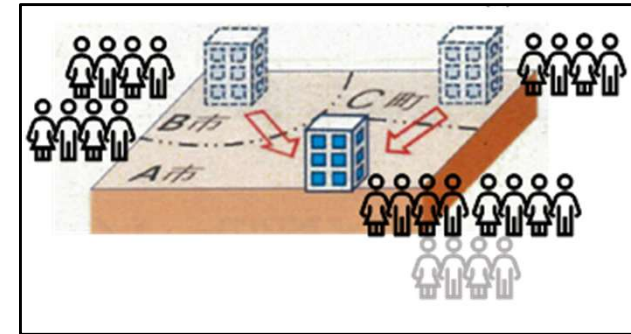


図1(経営の一体化のイメージ)

◆ 施設の共同化(図2)

行政区域を超えた配水池など施設の共同利用、整備など

⇒ 効果:更新費、維持管理費等の縮減

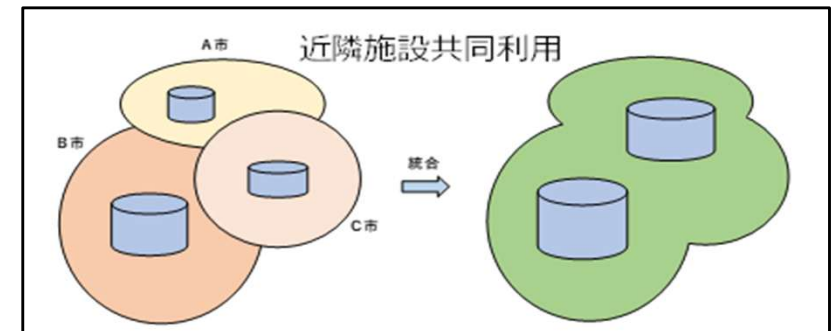


図2(施設の共同化のイメージ)

◆ 管理の一体化(図3)

維持管理業務の共同発注、オンラインシステムの共同導入など

⇒ 維持管理費等の縮減

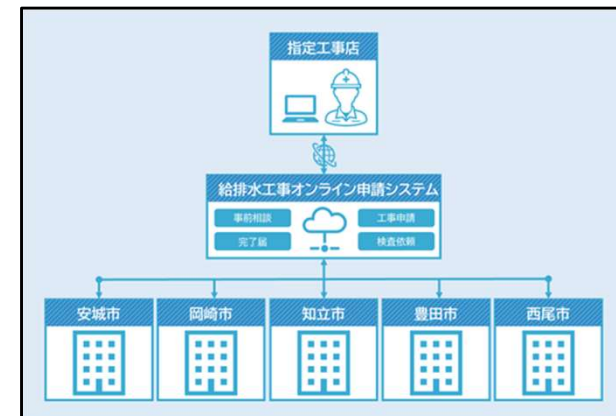


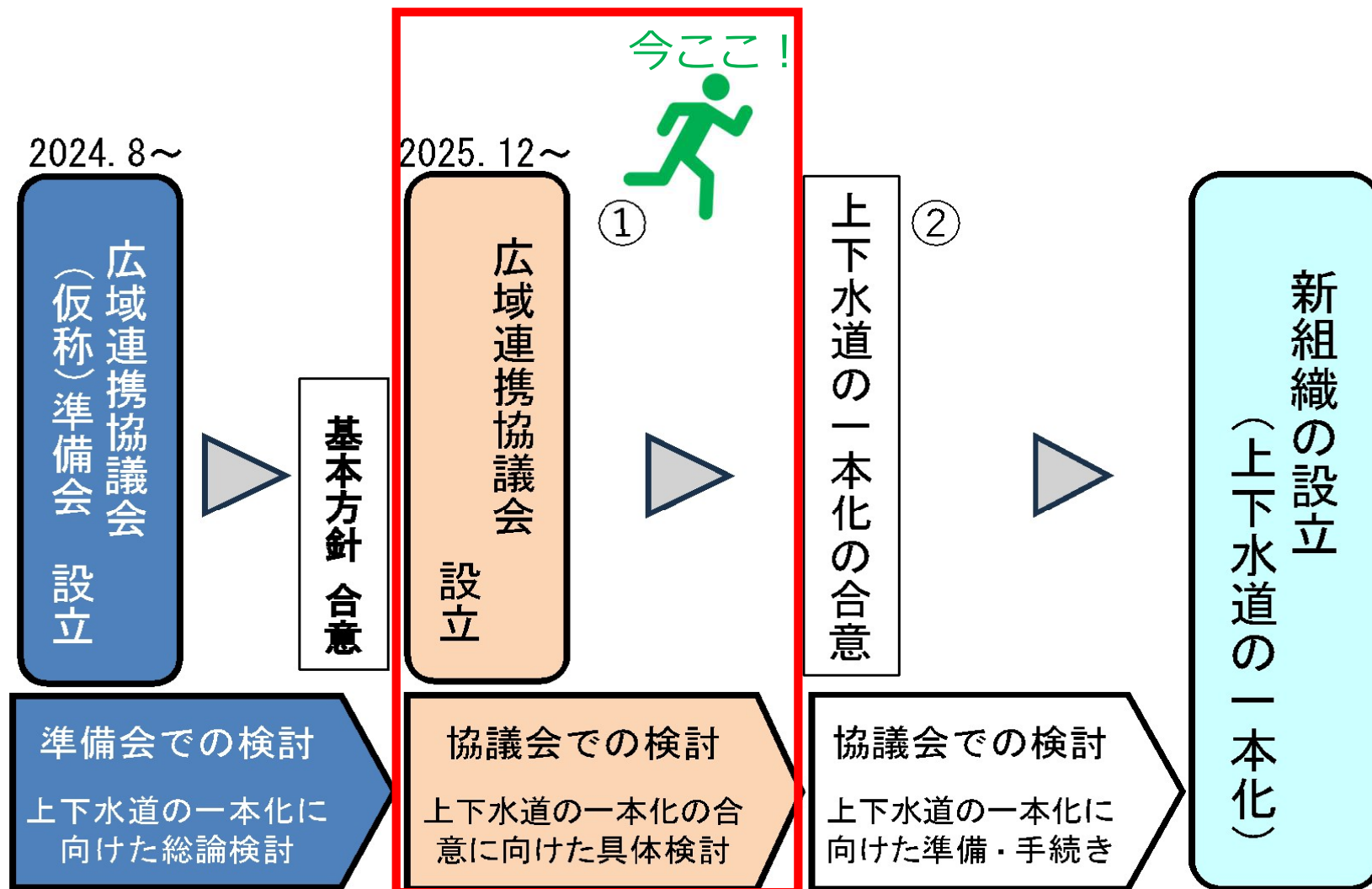
図3(管理の一体化のイメージ)

矢作川流域の上下水道の広域連携について

4. 上下水道の一本化（新組織設立）フロー

（令和7年度第2回資料の再掲）

- ◆ ①準備会において合意した「基本方針」を基に上下水道の一本化に向けた具体検討
- ◆ ②上下水道の一本化に合意し、新組織設立の実務的な準備、手続きなどを実施



5. 協議会の役割と議論の進め方

◆ 協議会の役割

協議会は、県と市町の首長が構成員となり、上下水道の一本化に必要な事項を検討し、施設整備や財政運営など経営に必要な事項を定めた基本計画を策定することを目的とした会議体

◆ 議論の進め方

幹事会の下部組織として部長級の幹事会と課長級の専門部会を設置。

専門部会による実務的な議論を踏まえ、幹事会での協議調整を経て、協議会で合意という流れ。

協議会

会長：愛知県知事 委員：市町の長
役割：基本計画の策定

幹事会

幹事長：愛知県建設局技監 幹事：部局長
役割：基本計画の作成、協議調整

専門部会

事務局：愛知県 構成員：課長など
役割：実務的な議論

6. 協議事項

①組織体制

持ち寄る事務事業、組織形態（広域連合、一部事事務組合等）、執行機関（本部・出先機関）、事務局組織等運営体制、職員定数、通信インフラ・システム体系構築、今後の県・市町の負担など

②職員人事

職員の身分、給与等勤務条件、人事制度など

③財務会計制度

資産の取扱い、一般会計繰入金の取扱い、会計制度、入札・契約制度（工事・委託、物品・役務）など

④施設の共同化の具体化

上下水道施設の統廃合・共同整備の事業化に向けての検討

⑤管理の一体化の具体化

営業系業務の集約、施設の管理業務の効率化、委託業務の共同化、新技術・DXの実装など

⑥その他

上記以外に新組織設立に必要な事項

7. 議論の状況

- ・これまでに幹事会は2回開催（7月に第3回が開催される予定）。
- ・第1回の幹事会は令和8年1月に開催され、検討体制や今後の進め方などについて事務局案の提示を受けた。
- ・第2回の幹事会は令和8年5月に開催され、主に組織体制について議論、現在も継続。

①組織体制〈再掲〉

持ち寄る事務事業、組織形態（広域連合、一部事事務組合等）、執行機関（本部・出先機関）、事務局組織等運営体制、職員定数、通信インフラ・システム体系構築、今後の 県・市町の負担など

- ・引続き、多岐に渡る検討項目の協議を進めていく必要がある。
- ・また、多くの協議項目に加え、県や他の参加自治体と共通理解を深めていく。